

別紙 1

仕 様 書

- 1 業務名 吉母管理場ダイオキシン類分析検査業務
- 2 実施場所 下関市大字吉母字舟頭 1 0 3 3 2 番地 1 吉母管理場
- 3 委託期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 業務内容
 - (1) 水質のダイオキシン濃度等分析検査業務
 - ア 採取する検体の数は 1 回あたり 3 検体とし、採取場所は、別添「検体採取場所参考図」のとおりとする。
 - イ 検体採取方法は、「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法（令和 2 年 3 月 2 3 日改定）」に基づき実施すること。
 - (2) 土壌のダイオキシン濃度等分析検査業務
 - ア 採取する検体の数は 1 回あたり 1 検体とし、採取場所は、別添「検体採取場所参考図」のとおりとする。
 - イ 検体採取方法は、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（令和 4 年 3 月改定）」に基づき実施すること。
- 5 検体採取の時期及び日時
検体採取において、採取する時期は、第 1 回を 8 月、第 2 回を 2 月とし、業務実施日は、市と協議した上で決定すること。また、業務時間は、原則として、8 時 1 5 分から 1 7 時 0 0 分までとする。
- 6 提出物
 - (1) 各回業務終了時に提出するもの
 - ア 完了報告書 2 部
 - イ 計量証明書 2 部
 - ウ 測定結果報告書 2 部
- 7 その他
 - (1) 本業務の実施に当たっては、各関係法令を遵守すること。また、事故の防止と安全の確保に十分に努めること。

- (2) 本業務の実施に当たっては、仕様書に従い、疑義及び問題が生じたときは、市と協議の上、誠意をもって解決すること。
- (3) 本業務の実施に必要な人員、作業用具その他必要なものを確保すること。
- (4) 受託者の故意又は重大な過失により、第三者及び市の工作物その他のものに損害を与えた場合は、受託者の責任においてその損害を賠償すること。
- (5) 別記1 特記仕様書（環境編簡易）及び別記2 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項を遵守すること。
- (6) 仕様書等に定める委託者への報告書等には、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）を使用しないこと。